

第427回神奈川地方最低賃金審議会  
議 事 録

- 1 日時 令和4年8月4日(金)午後1時24分から午後2時10分まで
- 2 場所 横浜第2号合同庁舎 共用第2会議室
- 3 出席者  
公益代表委員 赤羽淳、石崎由希子、遠藤淳子、高井文子、芳野直子  
  
労働者代表委員 佐藤信也、佐俣光男、林克己、平山純子、山川眞一  
  
使用者代表委員 大竹准一、栗原敏郎、関口明彦、花本こず枝、山本弘
- 4 議事
  - (1) 令和5年度神奈川県最低賃金専門部会報告について
  - (2) 神奈川県最低賃金の改正について
  - (3) その他

**【事務局:吉田監察監督官】**

定刻になりましたので始めさせていただきます。本日もお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。本審議會は公開することとされております。傍聴人の方は公開要項の規定に従い、携帯電話をマナーモードにするなど、円滑な議事進行にご協力いただきますようお願いいたします。

本日の出席状況は、15名の委員のうち全員のご出席をいただいております、最低賃金審議会令第5条第2項に基づきまして、本会議は有効に成立しているということをご報告申し上げます。

本日の資料としては、神奈川県最低賃金専門部会長名の「神奈川県最低賃金の改正決定に関する報告書」の写しを、配付していますのでご確認ください。それでは、会長よろしく願います。

**【赤羽会長】**

みなさんこんにちは。暑い中ご参集いただきまして誠にありがとうございます。それでは、第427回神奈川地方最低賃金審議會を開催させていただきます。まず、本日の議事録の確認についてですが、

私と、労働者側、林委員、使用者側、関口委員でよろしく願います。

**【赤羽会長】**

それではさっそく議事に入らせていただきます。

まず、神奈川県最低賃金の改正決定についてですが、本日まで専門部会において慎重な審議を重ねてまいりました。これにつきましては、神奈川県最低賃金の改正決定に関する報告書として取りまとめられております。

その経過について、まず事務局からご説明をお願いいたします。

**【事務局:平本賃金室長】**

はい。お手元に専門部会報告書(写)を配っております。8月1日から本日まで専門部会において、連日、精力的に、かつ慎重に審議が重ねられて来られましたところでございますが、労使の見解は一致を見ませんでした。

このため第4回専門部会において、最終的には公益委員が「時間額 1,112円、引上げ額 41円」を提案され、採決が行われたところ、労働者側委員は3名賛成、使用者側委員は1名反対、2名賛成で、公益委員を含め賛成多数という結果となり、今お配りしている「神奈川県最低賃金の改正決定に関する報告書」がまとめられました。

以上です。

**【赤羽会長】**

では、事務局で専門部会の報告書を読上げてください。

**【事務局:吉田監察監督官】**

(報告文読上げ)

**【赤羽会長】**

はい、ありがとうございました。ただ今の専門部会の報告について、参加されていない委員も含めて何かご意見、ご質問等はございますか。

はい(挙手)、大竹委員、願います。

**【大竹委員】**

使用者委員の大竹でございます。只今の専門部会の報告に関連いたしまして、次の採決に入る前に一言申し上げたいと思います。今回、手元に使用者委員から「令和5年度神奈川県最低賃金決定に向けて」という文章を配付させていただきました。

これは、今説明がありましたとおり、専門部会でお示したものと同じものでございますが、改めて本審におきましても、私ども使用者委員の総意といたしまして今年度の神奈川県最低賃金決定にあたり、価格転嫁が十分に進んでいない等、未だ厳しい状況にあることを鑑みまして、神奈川労働局に対しまして、記載のとおり「取引価格の適正化の取組み」、それから「生産性向上の取組みへの支援強化」、「賃上げに取組む事業者への支援強化」、「資金繰りへの支援強化」、またその支援のための抜本的見直し、この点につきまして関係省庁や県、市町村と連携して十分かつ迅速な対応をしていただくと共に、今後も審議会等を通じて対応状況等について継続的にご報告いただきたいということを改めまして強くご要望させていただいた上で採決に臨みたいと思います。よろしく願いいたします。

**【赤羽会長】**

はい、他はよろしいでしょうか。

ではここで採決をさせていただきます。

それでは、専門部会長報告書のとおり、時間額1,112円、引上げ額41円とすることについて賛成の方は挙手をお願いいたします。

**【事務局:吉田監察監督官】**

13名です。

**【赤羽会長】**

続きまして反対の方、挙手をお願いします。

**【事務局:吉田監察監督官】**

1名です。

**【赤羽会長】**

それでは、賛成多数と認められますので専門部会の報告書のとおり、神奈川県最低賃金については、時間額1,112円と決定させていただきます。

では、これを局長に答申するということになりますので、事務局は案文を配付してください。

お手元に文案届きましたでしょうか。それでは、事務局で読上げてください。

**【事務局:平本賃金室長】**

(答申文案読上げ)

**【赤羽会長】**

はい、ありがとうございました。ただいまの答申文案について、何かご意見はございますか。

**【各委員の発言】**

(意見なし)

**【赤羽会長】**

よろしいでしょうか。それでは答申分のご用意をいたしますので、5分ほどお待ちください。

(事務局は準備)

**【赤羽会長】**

それでは、局長に答申したいと思います。

(赤羽会長から局長へ答申文手交)

**【事務局:吉田監察監督官】**

答申文の写し、みなさまのお手元に行き渡りましたでしょうか。

それでは、ここで局長からごあいさつさせていただきます。

**【木塚局長】**

神奈川県最低賃金の改正について、ただいま答申をいただきました。

ひと言ご礼のご挨拶を申し上げます。委員の皆様におかれましては、ご多忙のところ、また大変暑い中、連日に渡りご審議いただきまして、誠にありがとうございます。本年度におけます神奈川県最低賃金の改定につきましては、7月4日の審議会におきまして諮問させていただき、8月1日に中央最低賃金審議会の目安を伝達させていただきました。

その日から4回にわたって精力的にご審議をいただき答申をいただきましたことにつきまして厚くお礼申し上げます。当局といたしましては、今後10月1日発効に向けまして所要の手續に万全を期してまいりたいと考えております。また引き続き、中小企業・事業者の方々に対する支援の充実をはじめとして、いただいた答申文に記載された各事項について適切に対処してまいります。

委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場での最低賃金額や各種支援策の周知など、引き続きご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございます。

**【赤羽会長】**

それでは、事務局から今後の発効までの手續等についてご説明願います。

**【事務局:平本賃金室長】**

本日答申要旨の公示を行います。

公示期間は本日を含めて16日間ですので、異議申立の期限は8月21日までとなります。発効日については、異議の申立てがあった場合の審議の結果にもよりますが、官報公示の手續を経て、公示1か月後に最低賃金の効力を発生します。最短で手續が進みますと、8月31日に官報公示、発効日は先ほど採決いただきました通り10月1日の指定発行日となります。

以上です。

**【赤羽会長】**

事務局は各手續き等よろしく願い致します。そのほか、連絡事項等がありますか。

**【事務局:平本賃金室長】**

次回審議会は、先ほど説明したとおり、異議申出がありました場合には、審議会を開催することとなります。本日公示しますと異議申出期限が8月21日となりますので、その翌日8月22日(火)に審議会を予定したいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

なお、同日、第1回の特別小委員会を開催いたしますので、小委員会メンバーの委員は出席をお願いいたします。

以上です。

**【赤羽会長】**

はい、ありがとうございます。

では、以上をもちまして第427回神奈川地方最低賃金審議会を閉会とさせていただきます。  
委員の皆様にはここまでのご協力、誠にありがとうございました。

< 閉 会 >